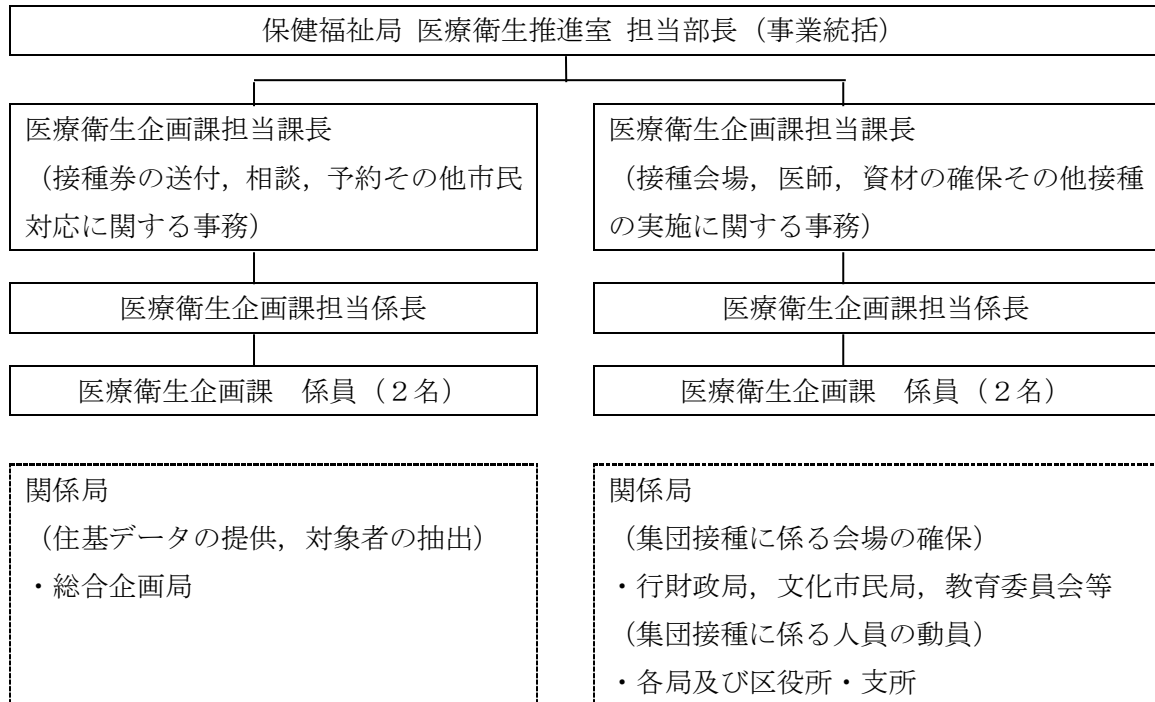


令和3年1月8日

令和3年1月13日付け新型コロナワクチン予防接種事業の準備体制について

新型コロナワクチン予防接種事業について、ワクチンが承認された場合に速やかに接種ができるよう、令和3年1月13日付けで、保健福祉局医療衛生推進室に核となる体制を構築する。



また、集団接種会場の確保や会場運営に係る人員の確保などで、全庁挙げた取組が必要となることから、京都市新型コロナウイルス感染症対策本部の下に新たに『ワクチン接種部』を設置し、上記体制に関係局の所管課もメンバーに加えたうえで、全庁的な責任体制の下、取組を進めていく。

